

宮城県における 復興の現状と課題

令和6年12月23日



仙台・宮城観光PRキャラクター
むすび丸

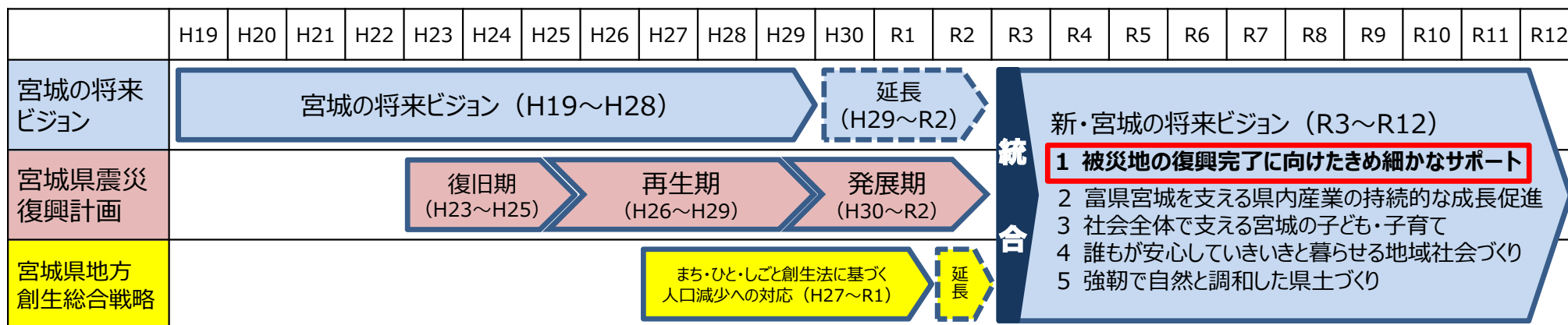


「新・宮城の将来ビジョン」における震災復興の位置づけ

被災地では、より切実できめ細かな対応を要する課題が残されていることから、県の政策推進の基本方向に基づく取組に加えて『被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート』を実施し、被災地も含めた本県の持続可能な未来づくりを推進しています。

1

計画策定の経緯と期間



2

被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート

取組分野 1

生活再建の状況に応じた切れ目のない支援

- 子どもから大人まで切れ目のない心のケア
- 見守り、生活相談
- 地域コミュニティの形成支援
- 児童生徒へのきめ細かな対応

取組分野 2

回復途上にある産業・なりわいの下支え

- 施設・設備を復旧する事業者の経営支援
- 農林漁業者の生産力回復等の支援
- 沿岸被災地への観光誘客に向けた支援

取組分野 3

福島第一原発事故への対応

- 被害者への各種支援
- 被災地の食品等に対する風評払拭のための継続した放射性物質検査、国内外への情報発信
- 除去土壌、放射性物質汚染廃棄物等処理支援

取組分野 4

復興事業のフォローアップと成果・教訓の伝承

- 復興完了に向けた取組の推進
- 震災の記憶、復旧・復興の過程を含め、得られた教訓の国内外、未来への伝承

処理水の海洋放出に関する取組

これまでの取組・現状

●令和3年4月に国が、「福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に係る基本方針」を決定、県では同年5月に「処理水の取扱いに関する宮城県連携会議」を設置し、海洋放出以外の処分方法の検討など、処理水の取扱いに関する事項について国及び東京電力に対し意見・要望を申し入れてきた

●令和5年8月に処理水の海洋放出が開始され、中国や香港など一部の国や地域が日本産水産物の禁輸措置を講じ、ナマコ、アワビ、ホタテの取引価格に下落がみられるなど、県内の水産業や輸出関係の事業者に影響が出ている

●県では処理水海洋放出の影響を緩和するため、同年9月に「みやぎ水産応援パッケージ」を策定し、相談窓口・経営支援・情報発信・販売促進の「4本柱」による事業者支援を行うとともに、10月に第8回連携会議を開催し、水産業をはじめ、農業、観光業で発生する損害について、事業者に寄り添った迅速かつ適切な賠償を行うよう、国及び東京電力に対し、強く申し入れを行った

第8回連携会議の様子



ナマコの水揚げ数量と平均単価



今後の取組の方向性

●県内における処理水放出に関する風評被害等の把握に努めるとともに、「みやぎ水産応援パッケージ」などにより、必要な支援を継続実施していく。

●国に対し、引き続き禁輸措置の早期解除を働きかけるよう求めていくとともに、処理水に関する損害については、迅速かつ適切に賠償が行われるよう、国及び東京電力に強く求めていく。

●新たな風評被害が発生しないよう、処理水の海洋放出以外の処分方法の継続検討、放射性物質除去技術の研究開発促進、国民・国際社会の理解醸成推進、風評対策・なりわい支援の継続実施等について、国及び東京電力に求めていく。

今後の課題

処理水放出により影響を受けた事業者の「なりわい支援」と「新たな風評被害を発生させない」ための

- 中長期的な支援の継続
- 事業者への迅速かつ適切な賠償
- 国内外における理解醸成

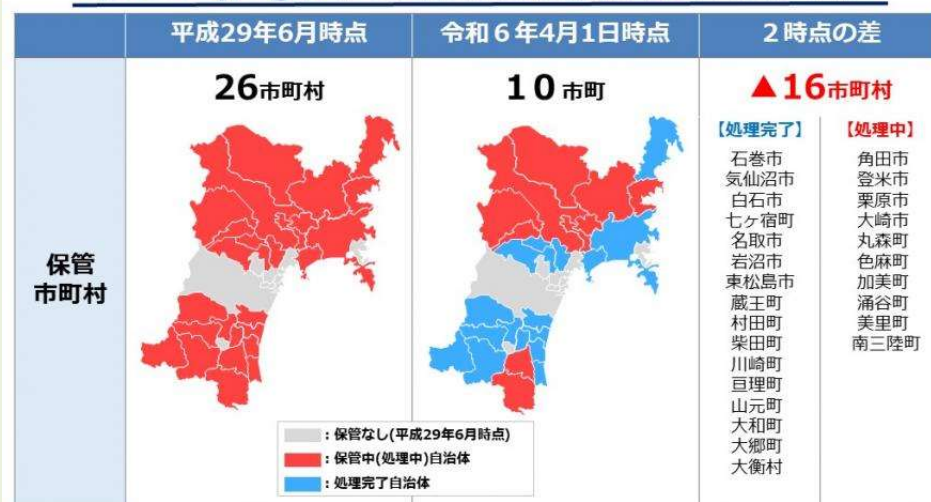
放射能に汚染された廃棄物の処理

これまでの取組・現状

- 平成29年に開催した市町村長会議において、8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物を優先処理することとし、保管市町で処理を推進。
- 指定廃棄物等については、保管農家の負担解消のため、一部の保管市町で8,000Bq/kg以下に減衰したものの処理を実施。
- 8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物については、現在も10市町で処理を継続。

汚染廃棄物の保管状況

8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理進捗状況



種 別	H29.6時点 保管量	R6.4時点 保管量	増 減
農 林 業 系 廃 棄 物	36,045トン	11,364トン	▲24,681トン (▲68%)
未 指 定 廃 棄 物	578トン	非公表	—
指 定 廃 棄 物	3,413トン	2,828トン	▲585トン (▲17%)

今後の取組の方向性

- 8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理に一定の目途が立った後、指定廃棄物の処理の方向性について議論を行う。
- 放射性物質の濃度が高く、長期間減衰が見込まれない指定廃棄物等は、安全な保管管理の徹底や遮蔽による生活環境への影響を少なくする取組継続が必要。
- 指定廃棄物のうち、8,000Bq/kg以下に減衰したものは、指定解除し、通常の廃棄物と同様に処理が可能となることから、市町が処理を希望した場合は、処理先や財源確保について、国が積極的に役割を果たすよう求める。

今後の課題

指定廃棄物等の処理問題が解決するまで

- 安全確保の取組や
財政的・技術的支援の継続
- 8,000Bq/kg以下の廃棄物の
処理先・財源の確保

除去土壌等の処分

これまでの取組・現状

●汚染状況重点調査地域に指定された7市町の除染が平成29年3月に完了し、地域の仮置場等に除去土壌・除染廃棄物が97,188m³保管されたが、除去土壌の処分基準が現在まで定められず、長期保管が地域の負担に。

●国により、除去土壌等の埋立処分に係る実証事業を令和3年度～令和5年度に実施。

●また、除去土壌等の処理に向け、国において対話フォーラムやシンポジウム等理解醸成に向けた取組を推進している。

除去土壌等の保管状況



市 町	除去土壌	除染廃棄物	計
白石市	－	1,657m ³	1,657m ³
角田市	4,632m ³	-	4,632m ³
栗原市	5,332m ³	2m ³	5,334m ³
七ヶ宿町	757m ³	-	757m ³
大河原町	1,150m ³	-	1,150m ³
丸森町	15,233m ³	66,388m ³	81,621m ³
山元町	2,037m ³	-	2,037m ³
計	29,141m ³	68,047m ³	97,188m ³

今後の取組の方向性

●保管市町の負担軽減のため、国が主体的に責任をもって下記に取り組むよう求めていく。

①県民全体に受け入れられる除去土壌の処分基準を速やかに提示し、処分に向けた取組を進めること。

②除染廃棄物や除去土壌の処分にあたっては、財政的・技術的支援の継続が必要であること。

③除去土壌等の処分に向けては、地域住民を含めた国民全体の理解醸成が不可欠のため、今後も処分の必要性や安全性についての情報発信等の取組を充実すること。

●さらに、今後、国が策定する処分基準等に基づき、国及び保管7市町と処分方法等について協議していく。

今後の課題

除去土壌の最終処分に向けた

- 処分基準の速やかな策定
- 財政的・技術的支援の継続
- 国民の理解醸成のための取組充実

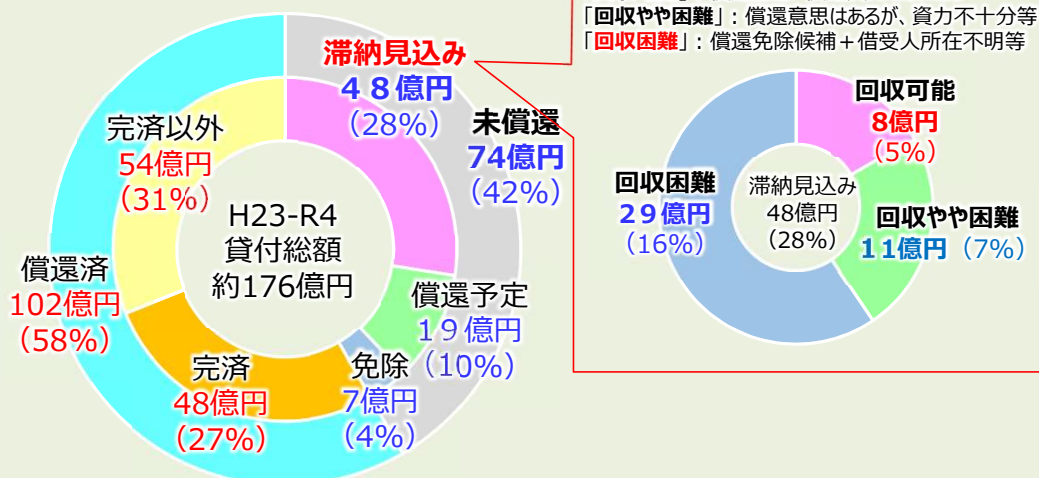
災害援護資金

これまでの取組・現状

- 東日本大震災に係る災害援護資金については、宮城県全体で約2万4千件、約409億円を被災者の方々に貸し付けており、うち県分は約8千9百件、約176億円となっている
- 債権管理については、市町において、借受人の個々の事情に応じて、支払猶予を適用しながら償還可能な金額を少しずつ償還させる一方で、不誠実な滞納者には法的措置に踏み切る等、適正な債権管理を実施
- 今年度から順次、借受人から市町への償還期限を迎えるが、高齢化や生活困窮等を理由とする未償還案件が多数発生し、現期限内での債権回収は極めて困難

【令和5年9月末現在】

宮城県貸付分のみ



今後の取組の方向性

- 適正な債権管理を進めるため、市町に対して、定期的に担当者会議や外部有識者による勉強会を開催しているほか、ヒアリングを通じた状況把握により、適切な債権管理を実施できるようノウハウの蓄積や情報共有の面で継続的な支援を実施していく。
- 借受人個々の状況に応じたきめ細やかな債権回収を実施するとともに、不誠実な滞納者には、法的措置といった対応も含め、取組を一層強化していく。
- 市町において、長期間に及ぶ債権回収に係るコストが増加していることから、国に対して、必要な財政支援を求めていく。
- 借受人の生活再建と債権管理の両立を図るためには、償還期限の延長が必要であり、国に対して政令の改正を求めていく。

今後の課題

債権回収をより一層進めていくため

- 市町へのノウハウの提供や必要な財政支援
- 履行延期の特約が適用されるよう速やかな政令改正の実施

復興に向けた取組 ～若者による伝承活動の推進～

現 状 ・ 課 題

- 東日本大震災発災から13年が経過し、震災を知らない世代が増加している
- 時間の経過とともに、記憶の風化や語り部等担い手の高齢化に伴い、若い世代の伝承の担い手が求められている
- 近年頻発化・激甚化する自然災害に対し、東日本大震災の学習を通じた若者の防災意識向上が重要である

現 在 の 取 組

1. 「みやぎ東日本大震災津波伝承館」（以下「伝承館」という）でのボランティア解説員の認定
 - ・ 小・中・高・大・専門学生を対象として、伝承館でボランティア解説員を募集
 - ・ 応募した学生は、東日本大震災と展示解説について学び、認定を受ける
 - ・ 認定を受けた学生は、任意の日にボランティア解説員として伝承館で活動。
2. 「ぼうさいキッズパーク」の開催
 - ・ 伝承館において、防災について学べる親子向けのイベントを実施
 - ・ 実験を通じて、楽しく学び、防災意識の向上を図る
3. 学校への語り部派遣事業
 - ・ 学校からの依頼を受け、語り部の紹介・派遣を行う
 - ・ 学校現場での積極的な震災学習の導入を支援し、東日本大震災への関心を高め、防災意識の向上を図る

ボランティア解説員による展示解説



学校への語り部派遣



今 後 の 展 望

震災の経験や教訓を長く伝え継ぎ、次の災害に備えるための

- 若者の学習機会と活躍の場を提供し、次世代の伝承の担い手を育成
- 若者の防災意識の向上

復興に向けた取組 ～学生を巻き込んだコミュニティの活性化～

現 状 ・ 課 題

- 災害公営住宅では、収入超過等に伴う家賃増額を理由に若者世代の退去が増加している
 - 高齢化等により、自治会の担い手不足や活動の停滞がみられる
- ⇒被災地のコミュニティ再生の遅れの要因の1つとなっている

現 在 の 取 組

- 地域コミュニティ活動を担う人材の確保・育成及び自治会活動の活性化を目指し、夏祭りや防災訓練等の活動に高校生、大学生や専門学生を呼び込み、自治会運営のサポートを行う
- 県は、自治会と学生の橋渡し役として、活動内容の調整を実施

(活動例) 自治会が実施する夏祭りへの参画



今 後 の 展 望

- 継続的に事業を実施し、地域と学生の信頼関係を構築する
- 地域の担い手として、企画運営のプロセスに学生が参画する
- 学生と自治会が協力できる体制づくり及び各地域の関係人口の拡大を目指す